

在職老齢年金について

○ とある父（Aさん・63歳）と娘（Bさん・25歳）の会話に、社会保険労務士のCさんが加わってくれました。



Aさん

前から気になってたんだけど、会社の同期で年金もらってる人のなかでも、僕みたいに続けて働いている人よりも、辞めてしまって働いていない人の方が年金をたくさんもらっているんだよ。同じように保険料掛けてきたのに、不公平だよな。



Bさん

それは不公平よねえ。働かない方が得って感じ。



Cさん

そういう意見はよく聞きますね。たしかに、同じように保険料を払ってきたのに、働いていれば年金が減らされるのは不公平に見えます。この仕組みは「在職老齢年金」と呼ばれています。



その名前、再雇用の時に聞いたことあるよ。なんでそんな仕組みがあるんだい。



そのお答えの前に、ちょっと考えてみたいんですけど、そもそも年金って何のためにあるんでしょう？



Aさん

何のためって…老後のためでしょ？



Cさん

そうです。しかし、なぜ老後になつたら年金が必要になるんでしょうか？



Bさん

えーと、若い時は働いて食べていいけど、歳をとると、働けなくなつて、収入がなくなるかもしれないから？



Cさん

そうです。Aさんは幸いお元気でお仕事をされてますけれど、歳をとれば仕事をやめる人、やめざるを得ない人も多いわけですよね。実は厚生年金という制度は、そもそもは労働者が退職して収入がなくなった後の所得を保障するために作られた制度なので、もともとは「退職」を年金受け取りの条件にしていたんです。



Aさん

そうは言っても、60過ぎて再雇用とかになれば、仕事をしているといつても給料は前より安くなるもんだろう？ そうしたら、そういう時のためにも年金ってのはあるんじゃないのかい？



Cさん

おっしゃる通りです。そこで給料があまり高くない方については、年金を支給するようにしたのが、「退職」老齢年金に対して特別なものという意味で、「在職」老齢年金なんです。



Bさん

そうだったの。じゃあ、もともとは年金を止めるというよりは、退職していなくても年金がもらえるようにしようという制度だったのね。



Aさん

なんだか駄然としないな。僕は月給20万円くらいだけど、給料が少ない氣の毒な人ってことなのか。



Cさん

うーん…そうですね、月収（＊1）と年金との合計額が28万円以下（＊2）の方の場合は、多いとは言えませんよね。そのため、年金は全額支給されます。

* 1：ここでいう月収は、ボーナス込みの年収を12で割った額を指し、正しくは「総報酬月額相当額」といいます。以下、同じ意味で用いています。

* 2：この「28万円」という数字は、標準的な年金受給世帯の給付水準（夫婦の基礎年金と夫の厚生年金）をもとに算出されています。



Bさん

じゃあ、月収と年金の合計が28万円を超えると、年金は全くもらえなくなるの？それだと、28万円を境に、大きな差ができるてしまうわね。



Cさん

その通りです。ですから、28万円を超えたら少しずつ年金額を減らしてゆき、これだけあれば現役と同じと言える水準に達して初めて全額が支給停止となる仕組みとしているのです。



Aさん

それで、僕の場合にはその額が28万円を超えるから、年金が一部だけ支給停止になるってわけか。



Cさん

具体的に説明しますと、63歳のAさんのように、60歳から64歳の方の場合には、ボーナスを含めた月収と年金との合計額が28万円を上回る場合に、その合計額と28万円との差分の半分の額だけ、年金が支給停止となります（＊3）。ただ、賃金が上がれば、年金との合計額は上がることになりますよね（＊4）。

* 3 : 例えば、年金額が 10 万円で、月収が 20 万円である場合、もとの合計額が $10\text{万} + 20\text{万} = 30\text{万円}$ ですから、在職老齢年金を適用した後の受け取る合計額は、
月収 20 万円 + 年金 $(10\text{万} - (30\text{万} - 28\text{万})) \times 1/2 = 9\text{万円}$
 $= 29\text{万円}$
となります。

* 4 : * 3 の状態から、さらに働くなどして賃金が増え、月収が 22 万円になったとすると、もとの合計額が $10\text{万} + 22\text{万} = 32\text{万円}$ ですから、受け取る合計額は、
月収 22 万円 + 年金 $(10\text{万} - (32\text{万} - 28\text{万})) \times 1/2 = 8\text{万円}$
 $= 30\text{万円}$
となります。このように、賃金が増えた場合に、合計額が連動して増える仕組みとなっています。



Aさん



Cさん

それなら、賃金が増えれば、年金を減らされるけれど、合計額は増えるっていうことなのか。

そうです。ただ、月収が 47 万円 (*5) を上回る場合は、退職して収入がなくなった時のための年金というもとの役割に照らし、上の計算に加えて、月収の 47 万円を上回る分については、その分だけ年金を支給停止し、賃金と年金の合計額が同額のままとなるようにしています (*6)。

* 5 : この「47 万円」という数字は、現役男子被保険者の平均的賃金をもとに算出されています。

* 6 : 例えば、年金 23 万円、月収 48 万円の場合には、合計額 47 万円までの分については、もとの合計額は $23\text{万} + 47\text{万} = 70\text{万円}$ なので、*2 や *3 の場合と同様に、年金額について、まず、

$$23\text{万} - (70\text{万} - 28\text{万}) \times 1/2 \\ = 2\text{万円}$$

と算定します。その上で、月収が 47 万円を上回っているため、その分である

$$48\text{万} - 47\text{万} = 1\text{万円}$$

の分だけ年金が支給停止となりますので、受け取る年金額は、

$$2\text{万} - 1\text{万} = 1\text{万円}$$

となり、結果的には受け取る合計額は

$$\text{月収 } 48\text{万} + \text{年金 } 1\text{万} = 49\text{万円}$$

となります。この額は、基準点となる月収47万円に、その時の年金額2万円を加算した額と同じです。



Aさん

あれ、4つ上の先輩は、月給50万だけど年金もらってるって言ってたぞ？年金もらえなさそうな月給だけど、なんでだろう？



Cさん

60歳代前半の皆さんには、元気でいらっしゃる限り、ぜひ働いていただきたいんですが、65歳以後は年金生活が標準となりますから、年金の支給停止のルールは少し緩やかになるんです(*7)。

*7：65歳以上の方の場合、基礎年金については全額支給されます。

そして、月収と2階部分である厚生年金の支給額との合計が、47万円を超える場合には、その合計額と47万円との差分の半分の額だけ、年金が支給停止となります。



Aさん

そうか、じゃあ65歳まで辛抱というわけだ。でも、そういえばその先輩、今年度分から年金が減ったらしいんだけど、どういうことなんだ？



Cさん

先ほど「47万円」という数字を出しましたよね。これは昨年度までは48万円だったのですが、不景気の影響で、改定されることになりました(*8)。それで先輩の年金は減ったんだと思いますよ。厚生年金は収入を失うというリスクに対応するものですし、社会全体の助け合いですから、ある程度バランスをとらないといけないんですね。

*8：現役男子被保険者の平均的賃金をもとに算出している額なので、平成21年の名目賃金の下落幅が2.4%と大きかったことを受け、改定されました。



Aさん

そうか。…しかしやっぱり納得できないな。年金は収入がなくなるリスクに備えるものだと言われても、払った保険料の分は、きっちりもらいたいものだよ。年金は昔働いて保険料を納めたとの対価でもあるよな。本当は両方とも同じ労働の対価としてもらっていいんじゃないかな？



Bさん

私たちの世代と比べてみると、給料をもらった上に年金までもらったら、もらいすぎなんじゃない。私たち若い世代だって、お父さんと同じように働いて給料もらっているけど、年金をもらうどころか保険料を払ってるんだから。



Cさん

年金は、世代と世代の助け合いですから、もう側と払う側で、バランスをとるようにしなければいけませんし。Aさんは、幸いお元気で、まだ支える側にいるというわけです。ということは、本当に退職した後、今働いている分だけ、もう辞めている同期の人より年金が増えることにもなりますよ。



Bさん

そうよね。お父さんみたいに元気で働いてくれる人が多ければ、年金が少なくなって、私たちが負担する保険料が安くなるのかもね。お父さん、私たちのためにも頑張って！！



Aさん

うーん。そういう考え方もあるのかな。みんなで支え合っていかなきゃならないってことかな。